

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する規則新旧対照表

○ 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年条例第4号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（一般廃棄物収集運搬業の許可の申請）</p> <p>第15条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)－(8) (略)</p> <p>(9) 申請者が未成年者（営業に関し成年者と同一の能力を有しない者に限る。以下同じ。）である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所）</p> <p>(10)－(12) (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1)－(6) (略)</p> <p>(7) 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の</p>	<p>（一般廃棄物収集運搬業の許可の申請）</p> <p>第15条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)－(8) (略)</p> <p>(9) 申請者が未成年者（営業に関し成年者と同一の能力を有しない者に限る。以下同じ。）である場合には、その法定代理人の氏名及び住所</p> <p>(10)－(12) (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1)－(6) (略)</p> <p>(7) 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の</p>

写し（法定代理人が法人である場合には、その定款又は寄附行為、登記事項証明書及び役員全員の住民票の写し）

(8) - (9) (略)

(一般廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第15条の2 市長は、法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当しないときは、同条第5項第3号の環境省令で定める基準に適合しないものとして、当該許可又は当該許可の更新を行わないものとする。ただし、し尿、犬、猫等の死体その他市長が別に定めるものの収集運搬業の許可又は許可の更新については、この限りでない。

- (1) 大阪府内に事業所を有し、排出者との契約及び連絡、苦情対応等を速やかに行うことができる者
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。）第2条の2第1号イに規定する運搬車を2台以上有する者その他分別収集を確実にできる能力を有する者

2 市長は、法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許

写し

(8) - (9) (略)

(新設)

可を受けようとする者又は同条第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第5項第4号トからヌまでに該当するものとして、当該許可又は当該許可の更新を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- (2) 未成年でその法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。）が前号に該当するもの
- (3) 法人でその役員又は政令第4条の7に規定する使用人のうち第1号に該当する者のあるもの
- (4) 個人で政令第4条の7に規定する使用人のうち第1号に該当する者のあるもの

（一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可の申請）

第17条 （略）

2 （略）

3 前2条の規定は、一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可について準用する。

（一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可の申請）

第17条 （略）

2 （略）

3 前条の規定は、一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可について準用する。

(一般廃棄物処分業の許可の申請)

第18条 法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者又は同条第7項の規定により一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)－(7) (略)

(8) 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合には、その名称、主たる事務所所在地及び代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所)

(9)－(11) (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1)－(4) (略)

(5) 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合には、その定款又は寄附行為、登記事項証明書及び役員全員の住民票の写し)

(6)－(7) (略)

(一般廃棄物処分業の許可の基準)

(一般廃棄物処分業の許可の申請)

第18条 法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者又は同条第7項の規定により一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)－(7) (略)

(8) 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

(9)－(11) (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1)－(4) (略)

(5) 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し

(6)－(7) (略)

第18条の2 市長は、法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者又は同条第7項の規定により一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者が第15条の2第2項各号のいずれかに該当するときは、法第7条第5項第4号トからヌまでに該当するものとして、当該許可又は当該許可の更新を行わないものとする。

(一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可の申請)

第19条 (略)

2 第18条第2項第4号及び第7号の規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第2項第4号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と読み替えるものとする。

3 前条の規定は、一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可について準用する。

(許可証の返納及び再交付)

第32条 第25条の規定は、施行規則第10条の2、第10条の6、第10条の14、第10条の18又は第12条の5の規定による許可証の交付を受けた者について準用する。この場合において、第25条中「許可証、車両承認証又は機材承認証」とあるのは「許可証」と読み替えるもの

(新設)

(一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可の申請)

第19条 (略)

2 前条第2項第4号及び第7号の規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第2項第4号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と読み替えるものとする。

(新設)

(許可証の返納及び再交付)

第32条 第25条の規定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。)第10条の2、第10条の6、第10条の14、第10条の18又は第12条の5の規定による許可証の交付を受けた者について準用する。この

とする。

(指定の申請)

第 34 条 施行規則第 2 条第 2 号若しくは第 2 条の 3 第 2 号の規定による指定（以下「一般廃棄物再生利用業の指定」という。）又は施行規則第 9 条第 2 号若しくは第 10 条の 3 第 2 号の規定による指定（以下「産業廃棄物再生利用業の指定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項（一般廃棄物再生利用業の指定を受けようとする者については、第 11 号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)－(8) (略)

(9) 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所）

(10)－(12) (略)

2 (略)

場合において、第 25 条中「許可証、車両承認証又は機材承認証」とあるのは「許可証」と読み替えるものとする。

(指定の申請)

第 34 条 施行規則第 2 条第 2 号若しくは第 2 条の 3 第 2 号の規定による指定（以下「一般廃棄物再生利用業の指定」という。）又は施行規則第 9 条第 2 号若しくは第 10 条の 3 第 2 号の規定による指定（以下「産業廃棄物再生利用業の指定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項（一般廃棄物再生利用業の指定を受けようとする者については、第 11 号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)－(8) (略)

(9) 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

(10)－(12) (略)

2 (略)